

第7章 グローバルな学び

在学留学制度

1. 在学留学制度

「在学留学」とは、在学の状態外国の大学へ留学することを言い、「休学」による留学は該当しません。

2. 留学の種類

在学留学には、次の3種類があります。

交換留学	本学と交流協定を締結している海外の大学との間で、留学生を相互に派遣又は受け入れることを言います。
派遣留学	本学の交流協定校へ本学学生を派遣することを言います。
認定留学	自分で留学したい大学（学位授与権のある大学）の入学許可書を取り寄せ、本学の許可を得て留学することを言います。

3. 在学留学の資格要件

在学留学を申請する場合は、次の条件を満たしていなければなりません。また、留学に際し不適切な危険地帯等への留学は認められません。

- (1) 本学に在学している者
- (2) 心身共に留学に耐え得る健康状態である者
- (3) 留学先大学等の要件を満たす者
- (4) 保証人の承諾が得られる者

※ 交換・派遣留学を希望する場合は、上記に加えて、各プログラムで必要とされる学力・語学力要件を満たしていること。詳しくは該当時の募集要項を確認してください。

※ 認定留学の場合は、上記に加えて留学先の入学許可書を取得していること。

4. 申請手続

(1) 交換留学

交換留学は、該当時に掲示板で案内します。

(2) 派遣留学

派遣留学は、随時募集しています。希望する学生は、学生生活課に相談してください。

また、募集説明会も開催しており、開催は掲示板で案内します。

応募希望者は、応募書類の提出期限を厳守のうえ、学生生活課へ申し込んでください。

(3) 認定留学

認定留学は、各自が留学先大学の入学許可書を取り寄せることとなりますが、留学先大学の審査（学位授与権の有無）をまず留学アドバイザーの教員に指導を受け、その後学生生活課でチェック

を行った後、事務手続きが行われます。

5. 留学期間の取扱い

- (1) 留学期間は1学期間（一部の交換留学・EBJ派遣留学プログラム・認定留学）又は1年間（交換・派遣・認定留学）とし、本学の修業年限及び在学年数に算入します。
- (2) 上述の留学期間はあくまでも学籍上の期間であり、実際の留学（渡航）期間を意味するものではありません。原則、前期末は7月末までに、後期末は1月末までに帰国し、単位認定手続きを行わねばなりません。なお、留学先での滞在期間は、原則として、1学期間の場合は3ヶ月以上、また、1年間の場合は9ヶ月以上の滞在を要します。
- (3) 留学期間を延長する場合は休学扱いとなり、「休学願」及び「渡航計画書」を教務課へ提出のうえ許可を得なければなりません。

6. 留学期間の始期及び終期

留学期間の始期及び終期は次のとおりですが、留学先での授業の都合上、これらの日付の前後に出国又は帰国した場合でも、いずれかの日付に読み替えます。

<始期 前期始業日 又は 後期始業日>

「留学届」をもって学籍を「在学」から「留学」へ変更します。

<終期 春学期終了日 または 秋学期終了日>

「帰学届」をもって学籍を「留学」から「在学」へ変更します。

7. 留学終了の手續

留学を終えて帰国した学生は、「帰学届」を速やかに学生生活課へ提出してください。

8. 留学中における本学学費

本学の学費は、在学留学中であっても、全額を納入していただくこととなりますが、本学の学費及び留学先の授業料や滞在費用等、かなりの留学費用がかさむことから、留学への経済的支援を行っています。

9. 外国留学支援金

在学留学する際の経済的支援として、次の外国留学支援金を支給します。なお、支給方法は、本学授業料から外国留学支援金額を差し引くことにより行います。

(1) 交換留学生及び派遣留学生 55万円（年額）

(2) 認定留学生 45万円（年額）

※ 上記金額は1年間留学した場合の金額です。1学期間の場合は半額となります。

※ 他の学費減免制度、奨学金制度等の適用を受けている場合は、授業料相当額を限度として併給調整して支給します。

※ 諸事情により上記金額を変更する場合があります。

10. 継続履修制度

「継続履修」とは、後期から留学し、留学期間が当該年度を越える場合、留学前に履修している通年開講の科目を帰国後も継続して履修することができることを言います。継続履修を希望する場合は、留学前

に必ず教務課に「継続履修願」を提出し、承認を得ておかなければなりません。なお、承認を得た科目であっても帰国後、不開講その他の理由により継続履修できない場合は、別途指示します。

11. 留学許可の取消

次のいずれかに該当した場合は、留学の許可を取り消すことがあります。また、留学が取り消された場合は、外国留学支援金は返還しなければなりません。

- (1) 学生査証が認められない者
- (2) 法令に違反した者又は学則その他の本学の規程等に違反した者
- (3) 本学への学費等の納入を怠った者
- (4) 留学先において成業の見込みがないと認められた者
- (5) 病気その他やむを得ない事由により留学を続けることができなくなった者

※ 募集要項記載の条件等の基準を満たすことが出来なかった場合も留学許可が取り消される場合があります。

12. 単位認定の手続

留学先の大学で修得した単位のうち、相当と認められたものは48単位（単位互換等、別に認定された単位がある場合、それを含み24単位が上限となります。）を限度として、本学の卒業に必要な単位として認定を受けることができます。

専門教育科目として単位認定するものは「外国留学特殊科目」、教養教育科目として単位認定するものは「外国留学科目」の科目名で、それぞれ認定されます。

単位認定に係わる必要書類としては、「留学科目単位認定申請書」の他、留学先大学の成績証明書、履修科目の時間数及び単位数を証明する書類、授業細目（シラバス）等の書類が求められますので、留学前に必ず留学アドバイザーの教員または教務課で確認しておいてください。

単位認定申請は、帰国後、速やかに行ってください（期日厳守）。

申請期日 前期末認定…7月末まで

後期末認定…1月末まで

13. 夏季短期語学実習、冬季短期語学実習

夏期休暇中及び春期休暇中の約1ヶ月間、本学の交流協定校へ語学実習と現地での生活を通して国際的感覚を養うことを目的とした「短期語学実習」を実施しています。

本実習は、教職員の引率を伴わない自立型研修であり、学年の限定（ただし、前期語学実習は4 Semester生を除く）や語学力等、特に出願資格を限定していません。募集説明会の開催は掲示板で案内します。応募希望者は期間内に申請してください。（「夏季短期語学実習」と「冬季短期語学実習」は随時受け付けていますので、希望者は学生生活課に相談ください。）

なお、実習終了後、先方で交付された修了証等をもって学生生活課に単位認定の申請をした場合は、実習先の授業時間数に応じて、2～4単位が認定されます。

14. 留学相談

留学全般的な相談については学生生活課が、また、単位認定に係わる相談は教務課が担当しています。

なお、留学を希望される方は、在学中の履修計画や将来の進路も熟慮のうえ、早期から十分な計画を立てることが望まれます。また、海外に留学するのですから、日本では当たり前のことがそれぞれの国によって様々な法律、規則や慣習があり異なることが多々ありますので、留学してから戸惑うことのないよう、留学前には必ず留学先の歴史、文化、慣習等を理解しておくことが肝要です。

15. 危機管理

(1) 海外プログラム実施についての基本的な考え方

本学では、海外渡航の準備と海外プログラム実施期間中、学生の安全を守るための配慮と方策、そしてそれに基づく指導を可能な限り行いますが、海外プログラムに参加する学生は、各自が自主的に自覚と責任を持ち、適切な判断と行動をとらなければなりません。

原則として、本学の海外プログラムに参加する学生は、本学からの指示、連絡に従わなければなりません。

(2) 海外プログラム実施の判断基準（中止、延期、継続）

本学の海外プログラムの実施判断は以下3点の基準によって行います。

- ① 渡航先国の事情（危険情報が出た場合等）
- ② プログラム実施機関等の事情
- ③ 個人的事情（病気等）

※上記事情により発生する費用はすべて自己負担となります。